

## 産学連携事業費補助金のご案内

\*本制度は、産学連携事業に取り組む市内の事業者はその費用の一部を助成し、産学連携による新事業の創出及び優れた製品又は地域特産品の開発を促進し、事業者の事業展開の可能性を高め、経営基盤の強化拡大を支援するものです。

### ◆補助対象事業

- \* 公的研究機関と連携して共同技術又は製品を開発研究する事業
- \* 公的研究機関が有する技術、ノウハウ、アイデア、人材等を利用して、製品化を図る事業
- \* 公的研究機関の知的財産を活用し、経営革新を図る事業

### ◆補助対象者

- \* 那須烏山市内に事業所を有する中小企業者であること
- \* 製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業又はその他市長が認める業種（金融業及び風俗業を除く）を営んでいること
- \* 当該事業者、当該事業者の親族又は当該事業者の親会社、子会社、関連会社その他これらに準ずると認められる会社が過去に本補助金の交付を受けていないこと

### ◆対象経費

以下の経費とします。ただし、消費税及び地方消費税並びに他の補助金の交付対象となっている経費は対象外とします。

- \* 原材料の調達費
- \* 機械の購入費
- \* 外注加工費
- \* 技術指導費
- \* 経営指導費



### ◆補助内容

補助率	対象経費の2分の1以内
補助限度額	50万円

### ◆申込手続き

- \* 事前申請が必要です。市役所商工観光課へお申し込みください。
- ※年度内に補助対象事業が完了することが必要です。（3月31日までに支払を完了した経費が補助対象です）

#### 申込・お問い合わせ先

那須烏山市役所 商工観光課 商工振興グループ（那須烏山市役所烏山庁舎内）  
TEL：0287-83-1115 Fax：0287-83-1142  
e-mail：shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp